

医療安全管理指針

作成日：平成23年10月31日

医療法人社団 恵仁会
セントマーガレット病院

医療安全管理指針の目的

医療法人社団 恵仁会 セントマーガレット病院(以下「当院」という。)は、次に掲げる「医療安全管理に関する基本方針」に基づき医療安全管理体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

(医療安全管理に関する基本的考え方)

- (1)人は過ちを犯す(To Err is Human)という前提に立ち、それを誘発しない環境や、患者への障害に発展しない体制を構築する。
- (2)過ちの前兆を看過せず、発生した事故に対して適切に対応できる能力を養う。
- (3)医療事故等の分析に際しては、個人の追及ではなく、その原因や遠因に視点をおき、対策を講じる。
- (4)発生した医療事故に対しては、迅速な対応と報告を行う。
- (5)医療に必要な情報を患者に提供し、十分な説明を行ない、診断治療方針の同意を得たうえで診療を実践することで、医療安全文化の醸成を図る。

(医療安全管理に係る体制確保のための組織等に関する基本的事項)

当院の安全管理体制の確保及び推進のため、次に掲げる組織、人員等を配置し、別途規程等に定める。

- (1)医療安全管理委員会
- (2)リスクマネージャー
- (3)医薬品安全管理責任者
- (4)医療機器安全管理責任者

(医療安全管理に係る職員の教育・研修に関する基本的事項)

医療安全管理体制マニュアルを策定し職員へ周知するとともに、安全管理に関する組織的な研修を計画的に年2回以上開催する。

(医療事故等の報告及び安全確保を目的とした改善方策に関する基本的事項)

- (1)医療事故防止の具体的な要点を定める医療安全管理体制マニュアルを作成し、必要に応じて適宜修正を行う。
- (2)医療に係る安全管理の確保のために、患者に実害のない事例も含めて広く医療事故報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定及びその実施状況の評価を行なう。

(医療事故発生時の対応に関する基本方針)

医療事故が発生した場合には、患者に対しては医療上最善の処置を行うとともに、状況の悪化に直ちにに対応できる体制を整備する。また、患者・家族等に対しては、誠実に速やかな事実の説明を行なう。重大な医療過誤が発生した場合は、現場当事者のみならず病院全体が組織として対応する。

(医療従事者と患者との間の情報共有に関する基本方針)

職員は、患者との情報共有に努める。本指針は、院内LAN(<http://itweb/>)上の文書管理システムで全職員が閲覧できる。また、病院ホームページにおいて一般に公開する。

(患者からの相談に関する基本方針)

患者やその家族からの苦情及び相談については、医療相談窓口及びご意見箱を設置し、医療内容に関するもの、入退院・医療福祉に関するもの、及びその他の苦情・相談に関するものについて、それぞれ体制を整備し適切に対応する。

(その他医療安全推進に必要な基本方針)

- (1)医療安全の推進のため、医療安全管理体制マニュアル及び改善策の見直しを継続して行い、改正内容については、職員への周知徹底を速やかに行なう。
- (2)他の医療機関等の安全対策や医療事故等の有用な情報収集を行い、医療の質及び安全性を高める。